

岡山県公報

発行



目次

【告示】

令和七年度自衛官第十次募集（自衛官候

補生

○ 令和七年度県統計調査の実施

申請

出区域の指定の一部撤回

調理師試験事務を委任した指定試験機関

の所在地の変更

身体障害者手帳交付のための診断をする

医師の指定及び辞退
保育室の解余々室

漁船保險付保義務

届出及び指定漁船調書の縦覧

【公告】

岡山県海面漁業調整規則に基づく聽聞

○ 岡山県海面漁業調整規則
○ 公共測量の終了

【選挙管理委員会】

○ ○ 政治団体の名称等の公表 政治団体の代表者等の異動

担当課（室）

○ ○ ○
政治団体の解散
資金管理団体の名称等の公表
資金管理団体の指定取消し
【海区漁業調整委員会

○ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催

会 海区漁業調整委員

担当課（室）

岡山県公報		目 次	担当課(室)	発行 岡山県
【告示】				
○ 令和七年度自衛官第十次募集(自衛官候補生)			危機管理課	○ ○ ○
○ 特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請		統計分析課	○ ○ ○	○ ○ ○
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部撤回		環境管理課	○ ○ ○	○ ○ ○
○ 調理師試験事務を委任した指定試験機関の所在地の変更			○ ○ ○	○ ○ ○
○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退	生活衛生課		○ ○ ○	○ ○ ○
○ 保安林の解除予定	障害福祉課		○ ○ ○	○ ○ ○
○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧	治山課		○ ○ ○	○ ○ ○
○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞	水産課		○ ○ ○	○ ○ ○
○ 公共測量の終了			○ ○ ○	○ ○ ○
○ 隨意契約の相手方の決定			○ ○ ○	○ ○ ○
○ 政治団体の名称等の公表			○ ○ ○	○ ○ ○
○ 政治団体の代表者等の異動			○ ○ ○	○ ○ ○
【選挙管理委員会】		目 次	担当課(室)	発行 岡山県
【公 告】				
〃 選挙管理委員会	〃 警察本部会計課	監理課	〃	○ ○ ○
【海区漁業調整委員会】				
○ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催				
会 海区漁業調整委員会	〃 〃 〃			

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎岡山県告示第三十六号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和七年度募集の要領は、次のとおりである。

令和八年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあっては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者、うち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和八年二月一日から同月二十日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和八年二月二十四日及び同月二十五日のうち、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和八年二月二十八日

七 試験場

筆記試験及び適性検査（WEB試験）

受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 口述試験及び身体検査

岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(2) 右記のほかに設定する場合がある。

八 採用予定時期

- 1 令和八年三月下旬から同年四月上旬までの間
- 2 右記のほかに設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一一二二六一〇三六一

○八六八一二二一五六三七

○八六一四二二一七三五八

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所
ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/ckayama>

〇八六六一一一一三一四
〇八六一一一四一一八一四

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎岡山県告示第三十七号

令和7年度において、次の県統計調査を実施する。

令和八年一月三十日

岡山県知事

伊原木 隆

太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

在宅医療に係る医療機能の把握のための調査

2 目的

県下の医療提供施設の医療機能を把握するため、「退院支援」、「日常の療養支援」、「急変時の対応」及び「看取り」の実施状況を調査する。調査結果については、岡山県保健医療計画の策定、評価の指標等に活用する。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

(1) 医療機関のうち、病院、有床診療所及び無床診療所（在宅医療に関する診療報酬を加算している無床診療所に限る。）（以下「医療機関等」という。）

(2) 歯科医療機関

(3) 訪問看護ステーション

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項

医療機関等

基本情報、退院支援、急変時の対応、看取り、日常の療養支援及び在宅医療を今後更に推進していくための課題

歯科医療機関

基本情報及び日常の療養支援

訪問看護ステーション

基本情報、日常の療養支援、緊急時の訪問看護、退院支援、看取り、訪問看護の多機能化及び地域連携の状況

その基準となる期日

令和八年一月一日

四 報告を求める者

(1) 医療機関等 病院九十四施設及び診療所四百六十施設

(2) 歯科医療機関 九百八十五施設

(3) 訪問看護ステーション 二百五十九施設

報告を求めるために用いる方法
郵送調査及びオンライン調査

報告を求める期間

令和八年二月上旬から同年三月上旬まで

五 実施部課名

保健医療部医療推進課

◎因公報知第12773号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあつた特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要是、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更する事が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月30日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 アイサービス株式会社
住 所 広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地123
氏 名 代表取締役 石井 敏雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 アイサービス株式会社 篠岡工場
所在地 岡山県笠岡市港町1-34、1-36

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設	新設	新設	新設	新設
工場又は事業場における施設番号	37	38	39	41-①～②	45-①～③
種類	18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施設	同左	同左	同左	同左
能力	200本／時間	600kg／時間	2トン／日	5,000個／時間	70L／回
工事着手予定期月日	許可後直ちに	同左	同左	同左	同左
工事完成予定期月日	令和9年7月1日				
使用開始予定期月日	令和9年7月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要	断続24時間	同左	同左	同左	同左
使用時において当該特定施設から排出さ れる汚水等の汚染状態の通常の値及び最 大の値並びに当該汚水等の通常の量及び 最大の量	区分	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	0.8	1.0	2.5	3.0
	pH	6～8		同左	同左
	BOD (mg/L)	1,200	1,500		
	COD (mg/L)	300	380		
	SS (mg/L)	450	570		
	油分 (mg/L)	350	440		
	T-N (mg/L)	50	70		
	T-P (mg/L)	12	15		
大腸菌数 (CFU/mL)		無数	無数		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設（41-①～②）の汚水等の量は、2基の合計を示す。

3 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設（45-①～③）の汚水等の量は、3基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分	新設	新設	新設	廃止	廃止
工場又は事業場における施設番号	46-①～③	47-①～②	49	1	2
種類	18の2-イ 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設	同左	同左	同左	同左
能力	214L/回	30kg/回	600 kg/時間	45L/バッチ	50L/バッチ
工事着手予定期日	許可後直ちに	同左	同左	—	同左
工事完成予定期日	令和9年7月1日			—	
使用開始予定期日	令和9年7月1日			—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間	同左	同左	同左	同左
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大
	水量 (m³/日)	2.25	3.0	2.5	3.0
	pH	6～8		同左	同左
	BOD (mg/L)	1,200	1,500		
	COD (mg/L)	300	380		
	SS (mg/L)	450	570		
	油分 (mg/L)	350	440		
	T-N (mg/L)	50	70		
	T-P (mg/L)	12	15		
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設 (46-①～③) の汚水等の量は、3基の合計を示す。

3 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設 (47-①～②) の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分	廃止	変更前	変更後	廃止	廃止						
工場又は事業場における施設番号	3	4-①	同左	4-②	5-①~②						
種類	18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施設	同左	同左	同左	同左						
能力	500本/時間	2枚刃: 0.5mm~40mm 1枚刃: 2.0mm~80mm	玉ねぎ 5mm スライス 300kg/時間	2枚刃: 0.5mm~40mm 1枚刃: 2.0mm~80mm	50枚/分						
工事着手予定期日	—	同左	許可後直ちに	—	同左						
工事完成予定期日	—		令和9年7月1日	—							
使用開始予定期日	—		令和9年7月1日	—							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要	断続24時間	同左	同左	同左	同左						
使用時において当該特定施設から排出さ れる汚水等の汚染状態の通常の値及び最 大の値並びに当該汚水等の通常の量及び 最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m³/日)	1.0	2.0	0.5	2.0	0.5	1.0	0.5	2.0	1.0	4.0
	pH	6~8		同左		同左		同左		同左	
	BOD (mg/L)	1,200	1,500							1,700	2,130
	COD (mg/L)	300	380							450	570
	SS (mg/L)	450	570							500	630
	油分 (mg/L)	350	440							450	570
	T-N (mg/L)	50	70							70	90
	T-P (mg/L)	12	15							16	20
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数							同左	

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設（5-①~②）の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
工場又は事業場における施設番号		29		同左		30		同左		31	
種類		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施設		同左		同左		同左		同左	
能力		30kg/回		同左		140L/回		同左		10玉/分	
工事着手予定期日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工事完成予定期日		-		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日		-	
使用開始予定期日		-		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	3.0	4.0	1.0	1.5	3.0	4.0	1.5	2.0	5.0	6.0
	pH	6~8		同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	BOD (mg/L)	1,200	1,500								
	COD (mg/L)	300	380								
	SS (mg/L)	450	570								
	油分 (mg/L)	350	440								
	T-N (mg/L)	50	70								
	T-P (mg/L)	12	15								
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分		変更後		新設		新設		変更前		変更後					
工場又は事業場における施設番号		31		40-①~⑥		42-①~⑧		6-①~④		同左					
種類		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設		18の2-ロ 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設		同左		同左		同左					
能力		10玉/分		300L		2/1 ホテルパン 20段/回		200L/バッチ		同左					
工事着手予定期日		許可後直ちに		同左		同左		-		許可後直ちに					
工事完成予定期日		令和9年7月1日						-		令和9年7月1日					
使用開始予定期日		令和9年7月1日						-		令和9年7月1日					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	水量 (m ³ /日)	2.0	3.0	9.0	12	6.4	8.0	16.0	20.0	4.0	5.0				
	pH	6~8		同左		同左		同左		同左					
	BOD (mg/L)	1,200	1,500												
	COD (mg/L)	300	380												
	SS (mg/L)	450	570												
	油分 (mg/L)	350	440												
	T-N (mg/L)	50	70												
	T-P (mg/L)	12	15												
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数												

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設 (40-①~⑥) の汚水等の量は、6基の合計を示す。

3 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設 (42-①~⑧) の汚水等の量は、8基の合計を示す。

4 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設 (6-①~④) の汚水等の量は、4基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分		変更前		変更後		変更前		変更後		新設			
工場又は事業場における施設番号		18-①～②		同左		33		同左		34			
種類		18の2-ロ 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設		同左		同左		同左		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設			
能力		1/2 ホテルパン 40段/回		同左		600 kg/時間		同左		1,000kg/日			
工事着手予定期日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		同左			
工事完成予定期日		-		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日					
使用開始予定期日		-		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
	水量 (m ³ /日)	2.0	3.0	1.0	1.5	6.0	8.0	7.0	8.0	5.5	6.0		
	pH	6～8		同左		同左		同左		同左			
	BOD (mg/L)	300	400			1,200	1,500						
	COD (mg/L)	200	300			300	380						
	SS (mg/L)	200	300			450	570						
	油分 (mg/L)	50	70			350	440						
	T-N (mg/L)	30	40			50	70						
	T-P (mg/L)	3	4			12	15						
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数	同左									

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設(18-①～②)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分	新設	新設	新設	新設	新設						
工場又は事業場における施設番号	35-①～⑯	36-①～⑪	43	44	48-①～②						
種類	18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	同左	同左	同左	同左						
能力	0.32 m ³ (シンク容量)	同左	720 kg/時間	30釜/時間	温水 120L/分×0.15MPa						
工事着手予定期日	許可後直ちに										
工事完成予定期日	令和9年7月1日	同左	同左	同左	同左						
使用開始予定期日	令和9年7月1日										
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間	同左	同左	同左	同左						
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	15.0	18.75	11.0	13.75	1.75	2.0	5.0	6.0	2.5	3.0
	pH		6～8								
	BOD (mg/L)	1,200	1,500								
	COD (mg/L)	300	380								
	SS (mg/L)	450	570								
	油分 (mg/L)	350	440								
	T-N (mg/L)	50	70								
	T-P (mg/L)	12	15								
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数								

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 2 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (35-①～⑯) の汚水等の量は、15基の合計を示す。
 3 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (36-①～⑪) の汚水等の量は、11基の合計を示す。
 4 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (48-①～②) の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分	新設	変更前		変更後		変更前		変更後	
工場又は事業場における施設番号	50-①～②	7-①～⑧		同左		9-①～②		同左	
種類	18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	同左		同左		同左		同左	
能力	10,000枚/時間	0.23m ³ (シンク容量)		同左		0.45m ³ (シンク容量)		同左	
工事着手予定期年月日	許可後直ちに	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工事完成予定期年月日	令和9年7月1日	-		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日	
使用開始予定期年月日	令和9年7月1日	-		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間	同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	30.0	32.0	40.5	44.0	12.0	14.0	18.0	22.0
	pH	6～8		同左		同左	同左	同左	同左
	BOD (mg/L)	1,200	1,500	600	750				
	COD (mg/L)	300	380	250	320				
	SS (mg/L)	450	570	300	380				
	油分 (mg/L)	350	440	180	230				
	T-N (mg/L)	50	70	40	50				
	T-P (mg/L)	12	15	10	13				
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数	同左					

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (50-①～②) の汚水等の量は、2基の合計を示す。

3 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (7-①～⑧) の汚水等の量は、8基の合計を示す。

4 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (9-①～②) の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
工場又は事業場における施設番号		11		同左		12		同左		13-①～④	
種類		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設		同左		同左		同左		同左	
能力		10,000枚／時間		同左		0.23m ³ （シンク容量）		同左		0.53m ³ （シンク容量）	
工事着手予定期日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工事完成予定期日		-		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日		-	
使用開始予定期日		-		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	10.0	12.0	9.0	10.0	6.5	7.0	1.0	1.5	40.0	42.0
	pH	6～8		同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	BOD (mg/L)	600	750								
	COD (mg/L)	250	320								
	SS (mg/L)	300	380								
	油分 (mg/L)	180	230								
	T-N (mg/L)	40	50								
	T-P (mg/L)	10	13								
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数								

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設（13-①～④）の汚水等の量は、4基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分		変更後		変更前		変更後		廃止		変更前	
工場又は事業場における施設番号		13-①~④		14-①~②		同左		15-①~②		22	
種類		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設		同左		同左		同左		同左	
能力		0.53 m ³ (シンク容量)		0.24 m ³ (シンク容量)		同左		195秒/ラック		2トン/日	
工事着手予定期日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		-	
工事完成予定期日		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日		-		-	
使用開始予定期日		令和9年7月1日		-		令和9年7月1日		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	4.0	6.0	9.0	11.0	2.0	3.0	8.0	10.0	5.0	8.0
	pH	6~8		同左		同左		同左		同左	
	BOD (mg/L)	600	750								
	COD (mg/L)	250	320								
	SS (mg/L)	300	380								
	油分 (mg/L)	180	230								
	T-N (mg/L)	40	50								
	T-P (mg/L)	10	13								
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数								

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (13-①~④) の汚水等の量は、4基の合計を示す。

3 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (14-①~②) の汚水等の量は、2基の合計を示す。

4 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 (15-①~②) の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

区分		変更後	
工場又は事業場における施設番号		22	
種類		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設	
能力		2トン/日	
工事着手予定期月日		許可後直ちに	
工事完成予定期月日		令和9年7月1日	
使用開始予定期月日		令和9年7月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要		断続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	7.0	8.0
	pH	6~8	
	BOD (mg/L)	600	750
	COD (mg/L)	250	320
	SS (mg/L)	300	380
	油分 (mg/L)	180	230
	T-N (mg/L)	40	50
	T-P (mg/L)	10	13
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区分		変更前				変更後							
工場又は事業場における施設番号		A				同左							
種類及び型式		排水処理槽											
構造		鉄筋コンクリート											
主要寸法		12,090W×24,690L×6,250H											
能力		417 m ³ /日											
処理の方法		油水分離+生物流動床+硝化液循環膜分離活性汚泥方式											
工事着手予定期日		-				許可後直ちに							
工事完成予定期日		-				令和9年7月1日							
使用開始予定期日		-				令和9年7月1日							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分		処理前		処理後		処理前		処理後				
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	水量 (m ³ /日)		365	417	365	417	346	417	346	417			
	pH		6~8		5.8~8.6		同左						
	BOD (mg/L)		960	1200	10	15							
	COD (mg/L)		290	370	20	30							
	SS (mg/L)		390	490	40	50							
	油分 (mg/L)		290	370	3	5							
	T-N (mg/L)		50	70	10	20							
	T-P (mg/L)		12	15	1	2							
	大腸菌数 (CFU/mL)		無数	無数	800以下	800以下							

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 12~18 (雨水)	
区分	新設	
	通常	最大
水量 (m ³ /日)	0	0
pH	—	—
BOD (mg/L)	—	—
COD (mg/L)	—	—
SS (mg/L)	—	—
油分 (mg/L)	—	—
T-N (mg/L)	—	—
T-P (mg/L)	—	—
大腸菌数 (CFU/mL)	—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年1月30日から同年2月20日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第三十九号

平成三十年岡山県告示第二百六十三号及び平成三十一年岡山県告示第四十号により指定した土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について指定を撤回する。

令和八年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定を一部撤回する形質変更時要届出区域
総社市清音古地無番地の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物
- 三 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当の有無
規則第五十八条第五項第十号に該当
- 四 指定を一部撤回する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもつてこれに代える。

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎岡山県告示第四十号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第二項の規定による指定を受けた公益社団法人調理技術技能センターから、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第二条の二第二項の規定により次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があつた。

令和八年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | |
|---------|---------------------------|
| 一 変更前 | 東京都中央区日本橋堀留町二一八一五JACCビル五階 |
| 二 変更後 | 東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル |
| 三 変更年月日 | 令和八年一月二十六日 |

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎岡山県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

令和八年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
　　総社市宍粟字北高山一の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二の五・二の六（以上二筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
　　土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
　　指定理由の消滅
　　（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎岡山県告示第四十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | | |
|--------------|---------------------------------|----------------------|
| 一 発起人の住所及び氏名 | 岡山市中区高屋二一九一〇 | 岸本 吉正 |
| 二 加入区 | 岡山市南区阿津二六〇一三 | 大元 智朗 |
| 三 縦覧期間 | 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 | 令和八年一月三十日から同年二月十三日まで |
| 四 縦覧場所 | 岡山市漁業協同組合 | 岡山 |
| 五 | 岡山県農林水産部水産課 | |

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

〔四二〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十六条第一項の規定による聴聞を行う。

令和八年一月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市玉島柏台五丁目六番一六号

香川県綾歌郡宇多津町二六二八番地二四二

期日

令和八年二月二十四日午前十一時から

場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

若狭 松二
山本富士雄

若狭 松二
山本富士雄

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

〔四二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
小田郡矢掛町東三 成地内	公共測量（三級基準点測量及び 四級水準測量）	令和七年十二月十九日

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

〔四三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和八年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
「岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理」の追加修理
- 二 契約期間
令和八年一月九日から同年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警備部警備課
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年一月九日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
エアロトヨタ株式会社岡山営業所
- 六 契約金額
八八、一六八、三〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八、〇一五、三〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一條第一項第二号に該当するため

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎岡山県選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

令和八年一月三日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体

政治団体の名称

川上ともみ応援団
かわさき美都後援会
自然共栄党
ただひろゆき後援会
中井泰洋後援会
堀江ひろし後援会
正木あきひろ後援会

代表者の氏名

川上智美
河上智美
川上智美
河上智美
河上智美
河上智美
河上智美

会計責任者の氏名

高橋恵美
高橋恵美
高橋恵美
高橋恵美
高橋恵美
高橋恵美
高橋恵美

主たる事務所の所在地

岡山市南区箕島九五三一二〇一
玉野市和田二一一〇一一六
瀬戸内市邑久町庄田一一六四
岡山市東区西大寺松崎一七二一
勝田郡奈義町豊沢七五七
新見市金谷一一六五一一六
備前市新庄一五〇二

岡山県選挙管理委員会
委員長

大

林 裕一

届出年月日

令和七・一二・一四
一二・一二五
一二・一二一
一二・一二五
一二・一二四
三・二七
一二・一二二
一二・一二五
一二・一二四
一二・一二七
一二・一二二

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎岡山県選管告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和八年一月三十日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岩田けいいち後援会

片岡聰一後援会

かわさき美都後援会

柴田よしろう後援会

堀江ひろし後援会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岩田けいいち後援会

片岡聰一後援会

かわさき美都後援会

柴田よしろう後援会

堀江ひろし後援会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎岡山県選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた。

令和八年一月三十日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岩田けいいち後援会
岩田ひでゆき後援会
岩本そう八後援会
かじた省三後援会
川上ともみ応援団
かわさき美都後援会
とんぐう美津子後援会
中井泰洋後援会
林光和後援会
ひがなつみ岡山県後援会
堀江ひろし後援会
吉田ひでき後援会

吉 堀 小 石 森 順 河 川 梶 岩 岩 代表者の氏名
田 江 小 見 山 川 藤 宮 崎 上 田 本 田 田
英 至 智 加 美 智 省 壮 秀 聰
樹 裕 信 海 夫 都 美 三 八 之 子

令和七	令和六	令和五	令和四	令和三	令和二	令和一	令和零	解散年月日
・	・	・	・	・	・	・	・	令和七・五・一五
一一	一一	一一	五	二二	二二	二一	二	一一・二・一三
・	・	・	・	・	・	・	・	一一・二・一三
一一	一一・二・一三							
○	○	○	○	○	○	○	○	一一・二・一三

岡山県選挙管理委員会
委員長

大

林

裕

一

◎岡山県選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第一項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和八年一月三十日

資金管理団体の届出をした
者（代表者）の氏名
多田 紘 幸

公職の種類
岡山市議会議員

資金管理団体の名称
ただひろゆき後援会

主たる事務所の所在地
岡山市東区西大寺松崎一七二一

岡山県選挙管理委員会
委員長

大

林 裕 一

指定年月日

令和七年一月二十一日

◎岡山県選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつた
令和八年一月三十日

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届出者名

吉 堀 頓 梶 岩
田 江 宮 田 本 田
英 美 省 壮 秀
樹 津 三 八 之
裕 子

田ひでゆき後援会
本そう八後援会
した省三後援会
んぐう美津子後援会
江ひろし後援会
田ひでき後援会

資金管理団体でなくなりた年月日
令和七 令和五 令和七
・・・ 一一一 一二一
一一一 一二一 一二一
一一一 一一一 一二一

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林

裕

令和8年1月30日 岡山県公報 第12773号

◎広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第七十回広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和八年一月三十日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会長 北田國一

一日時 令和八年二月三日（火）

午後二時から

二場所 福山市三吉町一丁目一番一号

広島県福山府舎 第三庁舎三八一・三八二会議室

TEL（〇八四）九二一ー一三一一

三議題

第一号議案 令和八年度における各種漁業の入会調整について